

## 6 資 料

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 令和2年度公民館利用状況（人数）                   | 234 |
| 令和2年度公民館利用状況（回数）                   | 235 |
| 令和2年度公民館利用状況（種類別）                  | 236 |
| 令和2年度公民館利用状況（時間別）                  | 237 |
| 春日部市公民館利用状況の推移                     | 238 |
| 春日部市公民館使用料歳入額の推移                   | 239 |
| 新型コロナウイルス対策の経過報告                   | 240 |
| 令和2年度公民館事業体系（春日部市生涯学習推進計画施策体系による）  | 241 |
| 法令 社会教育法(抄)                        | 247 |
| 条例・規則 春日部市公民館条例                    | 252 |
| 春日部市公民館運営審議会条例                     | 260 |
| 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例         | 261 |
| 春日部市公民館条例施行規則                      | 262 |
| 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則     | 268 |
| 要綱 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱 | 270 |
| 要領 春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の付属設備の取扱要領 | 271 |

## 令和 2 年度 公民館利用状況（人数）

|          | 4 月    | 5 月 | 6 月     | 7 月     | 8 月     | 9 月     | 1 0 月   | 1 1 月   | 1 2 月   | 1 月     | 2 月     | 3 月     | 合 計      |
|----------|--------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 中央公民館    | 307    | 12  | 2, 162  | 2, 772  | 2, 489  | 4, 536  | 4, 260  | 4, 980  | 4, 703  | 1, 473  | 1, 302  | 2, 937  | 31, 933  |
| 粕壁南公民館   | 3      | 0   | 612     | 687     | 658     | 783     | 960     | 880     | 899     | 493     | 407     | 646     | 7, 028   |
| 内牧地区公民館  | 118    | 0   | 674     | 1, 281  | 926     | 1, 146  | 1, 390  | 1, 225  | 1, 009  | 801     | 1, 287  | 1, 573  | 11, 430  |
| 内牧南公民館   | 16     | 0   | 197     | 270     | 340     | 456     | 471     | 537     | 516     | 147     | 133     | 313     | 3, 396   |
| 豊春地区公民館  | 86     | 0   | 1, 938  | 2, 514  | 1, 588  | 2, 369  | 2, 703  | 2, 277  | 2, 505  | 1, 282  | 1, 964  | 2, 231  | 21, 457  |
| 豊春第二公民館  | 183    | 0   | 1, 094  | 1, 813  | 1, 317  | 1, 947  | 2, 040  | 1, 610  | 1, 816  | 886     | 1, 162  | 1, 562  | 15, 430  |
| 武里地区公民館  | 143    | 0   | 1, 181  | 1, 994  | 1, 740  | 1, 977  | 2, 578  | 2, 210  | 3, 363  | 1, 087  | 1, 105  | 1, 585  | 18, 963  |
| 武里東公民館   | 45     | 0   | 446     | 668     | 564     | 1, 143  | 1, 351  | 1, 385  | 1, 069  | 529     | 673     | 823     | 8, 696   |
| 幸松地区公民館  | 266    | 0   | 1, 576  | 2, 322  | 1, 636  | 2, 282  | 2, 862  | 2, 167  | 2, 085  | 1, 241  | 1, 775  | 2, 442  | 20, 654  |
| 幸松第二公民館  | 63     | 0   | 795     | 1, 063  | 848     | 1, 110  | 1, 171  | 1, 151  | 1, 075  | 842     | 730     | 1, 213  | 10, 061  |
| 豊野地区公民館  | 54     | 0   | 630     | 913     | 599     | 824     | 1, 164  | 823     | 1, 042  | 369     | 568     | 727     | 7, 713   |
| 藤塚公民館    | 33     | 0   | 362     | 837     | 637     | 901     | 1, 021  | 923     | 805     | 465     | 467     | 744     | 7, 195   |
| 武里南地区公民館 | 32     | 0   | 434     | 624     | 470     | 651     | 813     | 793     | 1, 006  | 509     | 469     | 642     | 6, 443   |
| 武里大枝公民館  | 43     | 0   | 742     | 1, 260  | 1, 212  | 1, 315  | 1, 858  | 1, 726  | 1, 486  | 681     | 1, 094  | 1, 316  | 12, 733  |
| 庄和地区公民館  | 46     | 0   | 627     | 885     | 671     | 977     | 1, 412  | 1, 423  | 1, 260  | 675     | 756     | 1, 602  | 10, 334  |
| 庄和南公民館   | 155    | 0   | 861     | 1, 418  | 1, 327  | 1, 979  | 1, 824  | 1, 844  | 1, 492  | 919     | 1, 186  | 1, 630  | 14, 635  |
| 合 計      | 1, 593 | 12  | 14, 331 | 21, 321 | 17, 022 | 24, 396 | 27, 878 | 25, 954 | 26, 131 | 12, 399 | 15, 078 | 21, 986 | 208, 101 |

## 令和 2 年度 公民館利用状況（回数）

|          | 4 月 | 5 月 | 6 月   | 7 月   | 8 月   | 9 月   | 1 0 月 | 1 1 月 | 1 2 月 | 1 月   | 2 月   | 3 月   | 合 計    |
|----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 中央公民館    | 57  | 1   | 292   | 359   | 340   | 422   | 437   | 429   | 431   | 180   | 166   | 318   | 3,432  |
| 粕壁南公民館   | 1   | 0   | 71    | 86    | 88    | 95    | 111   | 95    | 106   | 63    | 49    | 77    | 842    |
| 内牧地区公民館  | 28  | 0   | 126   | 211   | 166   | 195   | 232   | 211   | 175   | 92    | 143   | 210   | 1,789  |
| 内牧南公民館   | 8   | 0   | 60    | 88    | 74    | 93    | 102   | 87    | 90    | 40    | 46    | 73    | 761    |
| 豊春地区公民館  | 14  | 0   | 205   | 260   | 226   | 262   | 312   | 267   | 276   | 149   | 187   | 231   | 2,389  |
| 豊春第二公民館  | 24  | 0   | 136   | 218   | 193   | 212   | 219   | 203   | 204   | 116   | 138   | 175   | 1,838  |
| 武里地区公民館  | 25  | 0   | 223   | 307   | 275   | 286   | 387   | 323   | 289   | 130   | 125   | 196   | 2,566  |
| 武里東公民館   | 11  | 0   | 73    | 90    | 70    | 125   | 134   | 126   | 131   | 65    | 89    | 120   | 1,034  |
| 幸松地区公民館  | 19  | 0   | 170   | 236   | 194   | 233   | 278   | 232   | 215   | 126   | 150   | 243   | 2,096  |
| 幸松第二公民館  | 7   | 0   | 81    | 96    | 78    | 107   | 102   | 105   | 93    | 63    | 69    | 87    | 888    |
| 豊野地区公民館  | 5   | 0   | 64    | 79    | 50    | 76    | 108   | 84    | 86    | 27    | 32    | 58    | 669    |
| 藤塚公民館    | 8   | 0   | 70    | 120   | 109   | 132   | 155   | 139   | 128   | 69    | 65    | 101   | 1,096  |
| 武里南地区公民館 | 8   | 0   | 73    | 108   | 82    | 112   | 141   | 133   | 139   | 86    | 79    | 108   | 1,069  |
| 武里大枝公民館  | 10  | 0   | 104   | 162   | 162   | 151   | 184   | 182   | 172   | 86    | 86    | 140   | 1,439  |
| 庄和地区公民館  | 9   | 0   | 72    | 96    | 77    | 105   | 128   | 127   | 128   | 61    | 60    | 109   | 972    |
| 庄和南公民館   | 21  | 0   | 118   | 204   | 181   | 219   | 228   | 222   | 188   | 121   | 149   | 179   | 1,830  |
| 合 計      | 255 | 1   | 1,938 | 2,720 | 2,365 | 2,825 | 3,258 | 2,965 | 2,851 | 1,474 | 1,633 | 2,425 | 24,710 |

## 令和２年度 種類別公民館利用状況

|          | 教室・講座・行事 |       | 行政機関の利用 |        | 青少年団体 |        | 成人団体  |        | 女性団体  |        | 高齢者団体 |        | 個人利用  |       | 合 計    |         |
|----------|----------|-------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|---------|
|          | 回数       | 人数    | 回数      | 人数     | 回数    | 人数     | 回数    | 人数     | 回数    | 人数     | 回数    | 人数     | 回数    | 人数    | 回数     | 人数      |
| 中央公民館    | 44       | 1,492 | 143     | 2,289  | 123   | 1,695  | 1,581 | 16,888 | 914   | 6,026  | 387   | 3,303  | 240   | 240   | 3,432  | 31,933  |
| 粕壁南公民館   | 6        | 80    | 12      | 205    | 43    | 337    | 285   | 2,956  | 322   | 2,021  | 160   | 1,415  | 14    | 14    | 842    | 7,028   |
| 内牧地区公民館  | 2        | 26    | 31      | 601    | 335   | 2,337  | 939   | 5,923  | 289   | 1,894  | 101   | 557    | 92    | 92    | 1,789  | 11,430  |
| 内牧南公民館   | 17       | 185   | 12      | 155    | 9     | 179    | 129   | 1,042  | 396   | 1,319  | 102   | 420    | 96    | 96    | 761    | 3,396   |
| 豊春地区公民館  | 22       | 303   | 36      | 1,054  | 177   | 1,642  | 859   | 5,948  | 990   | 10,769 | 245   | 1,681  | 60    | 60    | 2,389  | 21,457  |
| 豊春第二公民館  | 39       | 559   | 47      | 1,248  | 276   | 2,725  | 556   | 4,283  | 731   | 5,687  | 124   | 863    | 65    | 65    | 1,838  | 15,430  |
| 武里地区公民館  | 52       | 2,176 | 29      | 687    | 206   | 941    | 1,151 | 9,019  | 565   | 4,192  | 143   | 1,528  | 420   | 420   | 2,566  | 18,963  |
| 武里東公民館   | 0        | 0     | 13      | 556    | 78    | 562    | 350   | 3,137  | 468   | 3,342  | 116   | 1,090  | 9     | 9     | 1,034  | 8,696   |
| 幸松地区公民館  | 19       | 312   | 21      | 623    | 235   | 3,262  | 999   | 9,793  | 745   | 5,934  | 76    | 729    | 1     | 1     | 2,096  | 20,654  |
| 幸松第二公民館  | 1        | 8     | 6       | 173    | 113   | 1,407  | 283   | 3,334  | 381   | 4,235  | 104   | 904    | 0     | 0     | 888    | 10,061  |
| 豊野地区公民館  | 18       | 181   | 51      | 1,153  | 115   | 1,753  | 273   | 2,786  | 164   | 1,551  | 25    | 266    | 23    | 23    | 669    | 7,713   |
| 藤塚公民館    | 5        | 53    | 2       | 22     | 14    | 105    | 323   | 2,584  | 530   | 3,758  | 78    | 529    | 144   | 144   | 1,096  | 7,195   |
| 武里南地区公民館 | 1        | 27    | 22      | 445    | 87    | 668    | 124   | 627    | 625   | 4,111  | 112   | 467    | 98    | 98    | 1,069  | 6,443   |
| 武里大枝公民館  | 6        | 79    | 51      | 670    | 36    | 249    | 902   | 8,263  | 391   | 2,918  | 52    | 553    | 1     | 1     | 1,439  | 12,733  |
| 庄和地区公民館  | 6        | 203   | 11      | 134    | 81    | 1,130  | 411   | 4,962  | 364   | 3,631  | 22    | 197    | 77    | 77    | 972    | 10,334  |
| 庄和南公民館   | 2        | 44    | 36      | 279    | 151   | 2,535  | 657   | 5,825  | 818   | 4,929  | 125   | 982    | 41    | 41    | 1,830  | 14,635  |
| 合 計      | 240      | 5,728 | 523     | 10,294 | 2,079 | 21,527 | 9,822 | 87,370 | 8,693 | 66,317 | 1,972 | 15,484 | 1,381 | 1,381 | 24,710 | 208,101 |

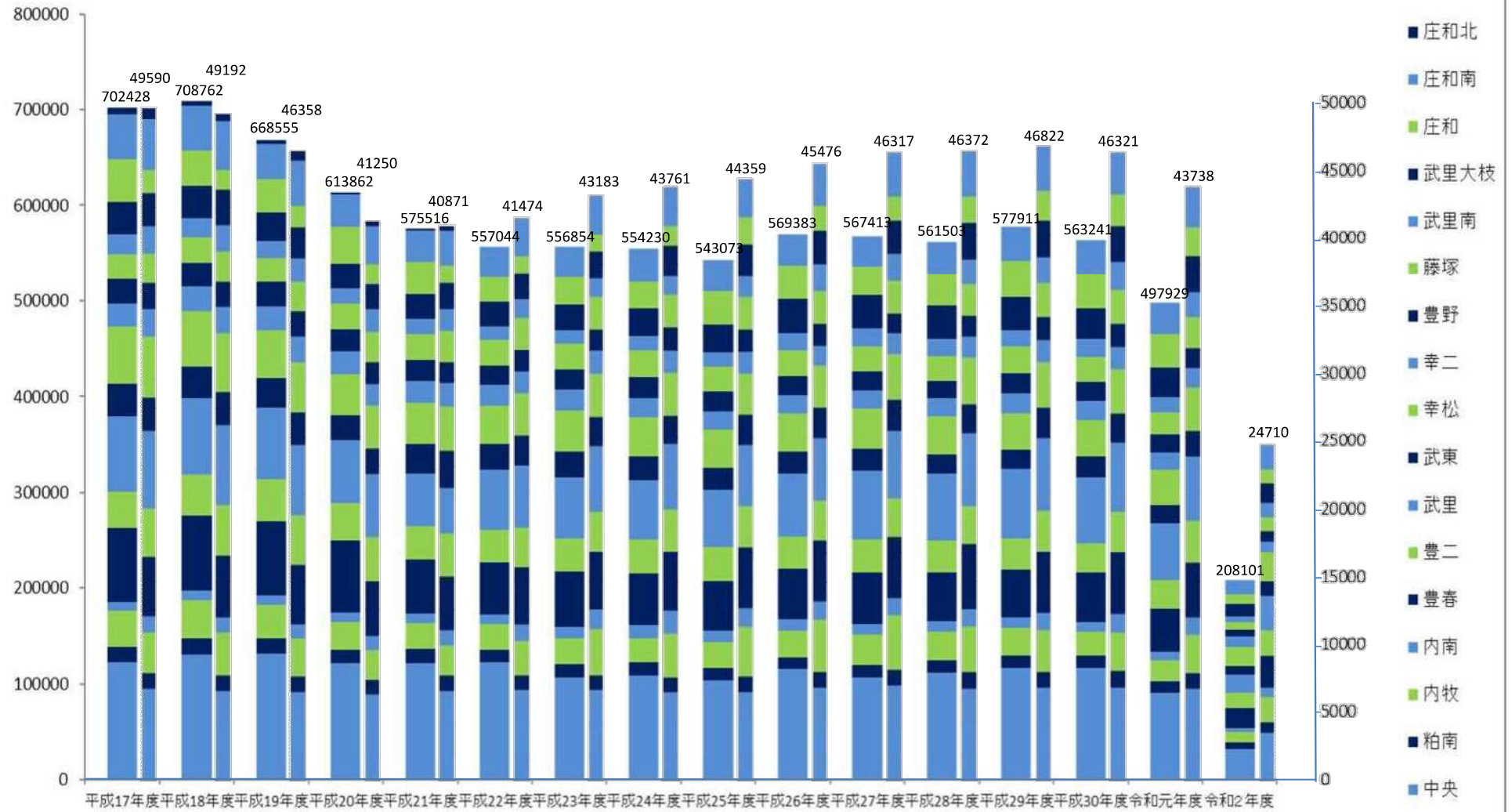


## 令和 2 年度 時間別公民館利用状況

|          | 平日利用       |         |             |        | 土・日祝日利用    |        |             |       | 合 計    |         |
|----------|------------|---------|-------------|--------|------------|--------|-------------|-------|--------|---------|
|          | 8:30～17:00 |         | 17:00～22:00 |        | 8:30～17:00 |        | 17:00～22:00 |       |        |         |
|          | 回数         | 人数      | 回数          | 人数     | 回数         | 人数     | 回数          | 人数    | 回数     | 人数      |
| 中央公民館    | 1,938      | 18,196  | 556         | 4,005  | 790        | 8,813  | 148         | 919   | 3,432  | 31,933  |
| 粕壁南公民館   | 474        | 3,748   | 182         | 1,529  | 157        | 1,549  | 29          | 202   | 842    | 7,028   |
| 内牧地区公民館  | 707        | 4,136   | 351         | 1,764  | 557        | 4,522  | 174         | 1,008 | 1,789  | 11,430  |
| 内牧南公民館   | 423        | 2,234   | 158         | 211    | 159        | 905    | 21          | 46    | 761    | 3,396   |
| 豊春地区公民館  | 1,455      | 12,967  | 272         | 3,543  | 600        | 4,653  | 62          | 294   | 2,389  | 21,457  |
| 豊春第二公民館  | 1,108      | 9,549   | 243         | 2,288  | 461        | 3,474  | 26          | 119   | 1,838  | 15,430  |
| 武里地区公民館  | 1,296      | 11,228  | 349         | 937    | 772        | 6,135  | 149         | 663   | 2,566  | 18,963  |
| 武里東公民館   | 715        | 5,910   | 74          | 561    | 242        | 2,211  | 3           | 14    | 1,034  | 8,696   |
| 幸松地区公民館  | 1,090      | 10,329  | 332         | 4,222  | 518        | 4,772  | 156         | 1,331 | 2,096  | 20,654  |
| 幸松第二公民館  | 474        | 5,596   | 198         | 1,795  | 192        | 2,297  | 24          | 373   | 888    | 10,061  |
| 豊野地区公民館  | 384        | 4,442   | 93          | 1,572  | 177        | 1,543  | 15          | 156   | 669    | 7,713   |
| 藤塚公民館    | 700        | 4,619   | 50          | 448    | 308        | 1,783  | 38          | 345   | 1,096  | 7,195   |
| 武里南地区公民館 | 784        | 4,750   | 53          | 287    | 230        | 1,393  | 2           | 13    | 1,069  | 6,443   |
| 武里大枝公民館  | 828        | 7,078   | 191         | 1,411  | 320        | 3,683  | 100         | 561   | 1,439  | 12,733  |
| 庄和地区公民館  | 542        | 5,505   | 164         | 1,635  | 215        | 2,655  | 51          | 539   | 972    | 10,334  |
| 庄和南公民館   | 1,096      | 8,101   | 120         | 1,448  | 522        | 4,370  | 92          | 716   | 1,830  | 14,635  |
| 合計       | 14,014     | 118,388 | 3,386       | 27,656 | 6,220      | 54,758 | 1,090       | 7,299 | 24,710 | 208,101 |

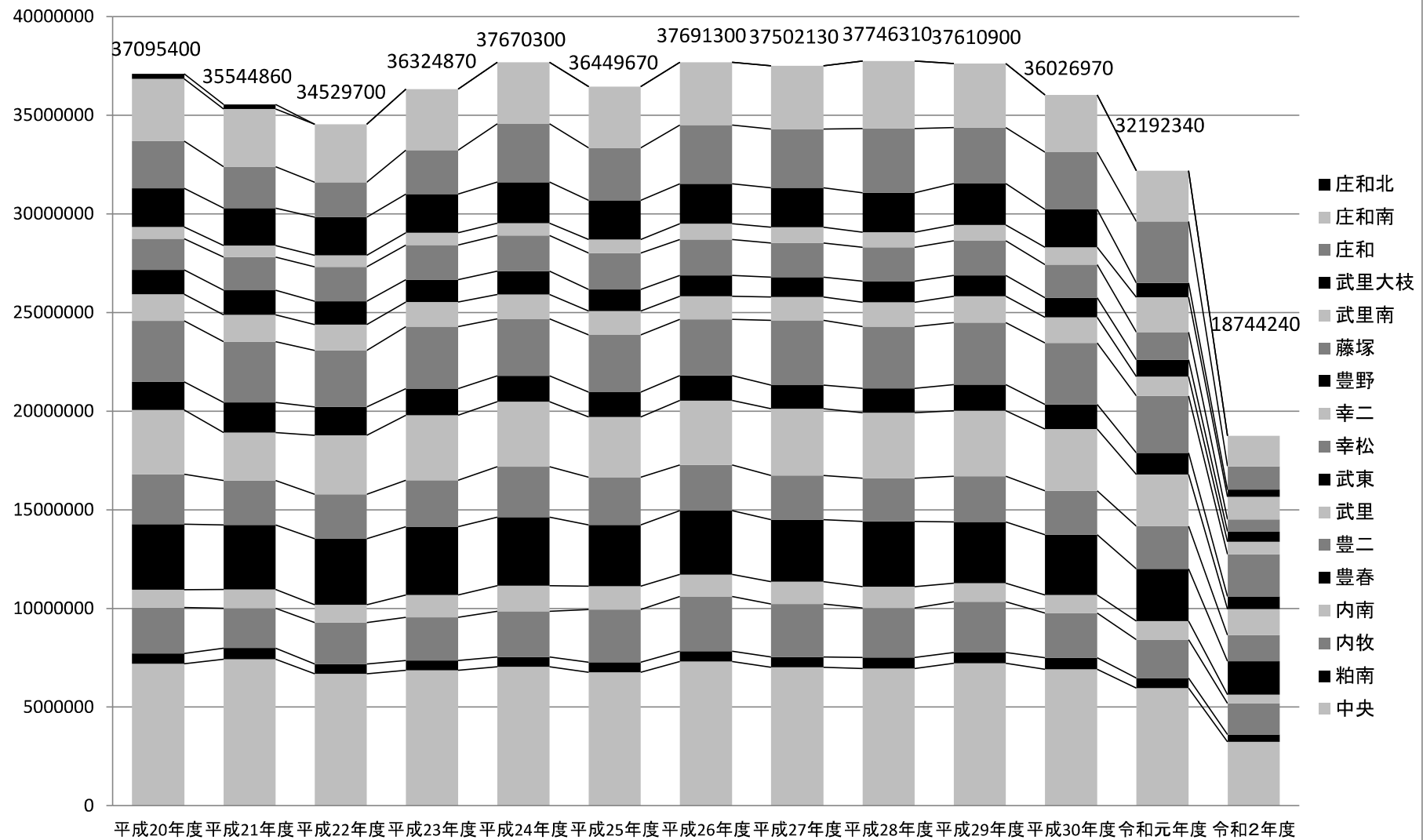
## 春日部市公民館利用状況の推移

■ 利用人数(左目盛) 単位:人  
■ 利用回数(右目盛) 単位:回



単位:円

## 春日部市公民館使用料歳入額の推移



# 新型コロナウイルス感染防止対策の経過報告

|                              |                                                                                                               |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年2月20日                    | 政府発表:「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします」                             |
| 令和2年2月21日                    | 公民館主催事業の中止(3月31日まで)<br>※5月15日まで延長→さらに5月31日まで延長<br>市民の活動自粛によるキャンセルには使用料の返金をする事とする。                             |
| 令和2年2月25日                    | 春日部市新型コロナウイルス対策本部会議<br>主催事業開催の見直し                                                                             |
| 令和2年2月27日                    | 市のホームページに中止する主催事業掲載                                                                                           |
| 令和2年3月2日                     | 県内小中学校休校(5月6日まで)<br>※5月31日まで延長                                                                                |
| 令和2年4月4日                     | 公民館貸館休止(フリースペースの利用も禁止。窓口業務と印刷機の利用は継続)<br>※5月15日まで延長→5月31日まで延長                                                 |
| 令和2年4月7日                     | 埼玉県に緊急事態宣言発令<br>※5月25日解除                                                                                      |
| 令和2年6月1日                     | 公民館貸館利用再開(換気の悪い部屋、スポーツ利用、3密の状態になる活動については引き続き休止、マスク着用、大声禁止などの制限有。部屋の定員をおおよそ50%に削減)                             |
| 令和2年6月15日                    | 公民館でのスポーツ利用再開<br>公民館主催事業についても、準備ができたものから実施する                                                                  |
| 令和2年6月24日                    | ・国が7月10日から定員数を緩和することにあわせて、館長会議にて各部屋の定員数規制の緩和を検討<br>・館内での飲食禁止の緩和、囲碁・将棋・麻雀の利用再開も併せて検討                           |
| 令和2年7月10日                    | ガイドラインの変更<br>・部屋の定員数規制を緩和<br>・館内での飲食を解禁<br>・囲碁・将棋・麻雀の利用再開                                                     |
| 令和2年10月21日                   | 館長会議にて換気回数の緩和、合唱に対する使用規制の緩和、管楽器の利用再開について検討                                                                    |
| 令和2年11月17日                   | ガイドラインの変更<br>・1時間に1回の換気を行う⇒30分に1回の換気を行う<br>・フェイスシールド+マスク着用で合唱を許可⇒マスク着用のみでの合唱を許可<br>・管楽器の利用再開                  |
| 令和2年12月25日<br>↓<br>令和3年1月17日 | 貸館業務を一時休止<br>・新規利用受付休止<br>・20時以降の貸館利用の自粛要請                                                                    |
| 令和3年1月7日                     | 館長会議にて1月8日～2月7日までの緊急事態宣言発令に伴う臨時休館時の対応について検討                                                                   |
| 令和3年1月8日<br>↓<br>令和3年2月7日    | 緊急事態宣言発令に伴う臨時休館<br>・新規利用受付休止期間を12月25日から1月17日⇒2月7日まで延長<br>・20時以降の貸館利用の自粛要請<br>・公民館主催事業は2月7日までのものは中止・延期         |
| 令和3年2月3日                     | 館長会議にて緊急事態宣言の延長に伴う対応について、館内での食事禁止について検討                                                                       |
| 令和3年2月8日                     | ガイドラインの変更<br>・館内での食事禁止                                                                                        |
| 令和3年2月8日<br>↓<br>令和3年3月7日    | 緊急事態宣言の延長に伴う臨時休館期間の延長<br>・新規利用受付休止期間を12月25日から2月7日⇒3月7日まで延長<br>・20時以降の貸館利用の自粛要請<br>・公民館主催事業は3月7日までのものは中止・延期    |
| 令和3年3月8日<br>↓<br>令和3年3月21日   | 緊急事態宣言の再延長に伴う臨時休館期間の延長<br>・新規利用受付休止期間を12月25日から3月7日⇒3月21日まで延長<br>・20時以降の貸館利用の自粛要請<br>・公民館主催事業は3月21日までのものは中止・延期 |
| 令和3年3月22日                    | ガイドラインに基づいた利用制限の運用再開                                                                                          |

# 令和2年度公民館事業体系

(第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による)

## ○計画の基本目標

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築

## ○計画の施策体系

### 第1章 学ぶ

#### 1 学習活動の支援

(主催公民館)

SDGsの目標No

##### 1 学習情報の提供

公民館学習情報提供事業  
公民館関係資料調査及び収集  
各種公民館関係資料の作成・発行  
公民館だより「桐のまち」の発行  
公民館だより「うちまき」の発行  
公民館だより「豊春」の発行  
公民館だより「武里」の発行  
公民館だより「ふじの里」の発行  
公民館だより「とよの」の発行  
公民館だより「けやき」の発行  
公民館だより「しょうわ」の発行  
広報かすかべの利用、チラシ、ポスターの作成  
公民館関係団体支援  
ホームページ等の作成  
各館窓口・ロビー・各事業の中で留意している

中央公民館 4  
中央公民館 4  
中央公民館 4  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 11  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11  
各公民館 4  
各公民館 4  
各公民館 4  
各公民館 4

##### 2 学習活動の相談・支援

かすかべライブフェスタ  
中央公民館音響操作セミナー  
春日部市障がい者作品展  
講堂機器操作研修会  
春日部市16公民館合同フェスティバル  
中央公民館利用者協議会  
教養講座「ワタシ発!!!こんな春日部にしたい!!!」  
サークル体験月間  
春日部市公民館研究大会  
公民館学習情報提供事業  
公民館関係資料調査及び収集  
各種公民館関係資料の作成・発行  
利用団体代表者会議  
避難・炊き出し・避難所運営訓練  
公民館利用者のつどい  
趣味の講座 フラワーアレンジメント  
趣味の講座 こんな時こそ、健康体操!  
趣味の講座 うちまき南 遊楽座 ～将棋～  
教養講座 やさしい俳句教室  
サークル体験  
公民館利用者のつどい  
防災対策事業  
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」  
たけさとBunkaウィーク「サークルスタート」  
公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議  
利用者のつどい  
クラブ・サークル連絡会  
教養講座  
サークル体験  
利用者のつどい  
ステップアップギャラリー  
展示イベント  
公民館関係団体支援  
各館・各事業の中で留意している

中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・10・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 11・17  
中央公民館 4・11・17  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4  
中央公民館 4  
中央公民館 4  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 11・17  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17  
武里地区公民館・武里東公民館 11  
武里地区公民館・武里東公民館 11  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11  
各公民館 4  
各公民館 4

#### 2 多様な学習機会の提供

##### 1 子育て

親子の広場  
えほんの広場  
小・中学生期家庭教育学級  
子育てサロン  
幼児家庭教育学級  
小中学生期家庭教育学級  
子育てサロン

豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17

##### 2 教育

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>おもしろ科学教室<br/> 小学生料理教室<br/> 遊学会「親子で作ろう！段ボールで恐竜作り！！」<br/> 学社連携事業「公民館の役割と公民館の事業体験」<br/> ふれあい教室「いこーよ！こうみんかん」<br/> 小学生料理教室<br/> 小学生サイエンス教室<br/> 夏休み科学教室<br/> Showaキッズぴあ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 4<br/> 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4<br/> 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4<br/> 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・5・11・16・17</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3 | 福祉・健康 <p> 教養講座「健康をかながえる」<br/> 教養講座「かすかべカフェ」<br/> 「社会を明るくする運動」研修会<br/> いきいき学級<br/> オレンジカフェ<br/> えんJOYトレーニング<br/> たけさとカフェ<br/> オレンジカフェ「アサンテたけさと」<br/> くらしの講座「健康体操教室～健康体操&amp;レクリエーション」<br/> 武里地区体育祭<br/> 健康を考えるつどい<br/> 教養講座<br/> 体験講座<br/> 健康講座<br/> 大人のやさしいヨガ&amp;ストレッチ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 4・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 4・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 3・11<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11<br/> 武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17<br/> 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 | 人権・国際化 <p> 共に生きよう！フェスティバル<br/> 婦人講座「人権について学ぼう」<br/> 中学生期家庭教育学級「車イスバスケットボール」<br/> 公民館利用者のつどい<br/> 人権問題研修会<br/> 人権教育研修会<br/> 人権問題研修会<br/> 人権教育研修会<br/> 人権教育研修会<br/> 人権研修会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p> 中央公民館 4・10・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11<br/> 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・10・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 4・10・11<br/> 幸松地区公民館・幸松第二公民館 10<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・10・11<br/> 武里南地区公民館・武里大枝公民館 10・11・16<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・5・10・16</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 5 | 情報化 <p> パソコンの操作を学ぼう！<br/> 必ず役立つ入門講座</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p> 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6 | 文化・芸術 <p> 秋の音楽鑑賞会「高橋朋子と仲間たちのリサイタル」<br/> 春日部市民県展入選作品展<br/> 春日部市16公民館合同フェスティバル<br/> 共に生きよう！フェスティバル、春日部市障がい者作品展<br/> 教養講座「和楽のつどい」<br/> 公民館フェスティバル「親子コミュニティ」<br/> コミュニティミニコンサート「クリスマスうたう会」<br/> 内牧地区文化祭<br/> うちまき緑のコンサート<br/> 藤のお花見会<br/> PA（音響）セミナー<br/> 干支のつるし飾り<br/> とよはる音楽祭<br/> 映画上映会のつどい～16ミリ映画を楽しもう～<br/> たけさとBunkaウィーク<br/> うちdeつくろう！<br/> 幸松ふれあい文化祭<br/> こうまつ音楽祭<br/> 豊野地区文化連盟サークル体験会<br/> ふれあい教室<br/> 豊野地区文化祭<br/> ロビー展<br/> 武里団地文化祭<br/> 武里団地音楽鑑賞会<br/> 庄和地区公民館まつり<br/> 正風館音楽祭<br/> 春日部市文化連合会庄和文化祭<br/> しょうわ塾「秋のコンサート」<br/> 展示イベント</p> | <p> 中央公民館 4・11<br/> 中央公民館 4・11<br/> 中央公民館 4・11<br/> 中央公民館 4・10・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11<br/> 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11<br/> 内牧地区公民館・内牧南公民館 11<br/> 内牧地区公民館・内牧南公民館 11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 11<br/> 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・12・17<br/> 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11<br/> 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17<br/> 武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・10・11<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11<br/> 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11</p> |
| 7 | 郷土・歴史 <p> 神明貝塚解説講座「すごいぜ神明貝塚！国史跡としての魅力に迫る」<br/> たけさとカフェ<br/> たけさとBunkaウィーク「郷土資料館出張展示」<br/> むかしの遊び教室<br/> ふれあい教室</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p> 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17<br/> 武里地区公民館・武里東公民館 11<br/> 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4<br/> 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                                |                                |                             |                  |            |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------|------------|
| 8                              | スポーツ                           |                             |                  |            |
|                                | 婦人講座「歌って健康」                    | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 粕壁地区体育祭                        | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 3・4・11           |            |
|                                | 粕壁地区ちびっこソフトボール大会               | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 3・4・11           |            |
|                                | 粕壁地区壮年ソフトボール大会                 | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 3・4・11           |            |
|                                | 内牧地区婦人バレーボール大会                 | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 3                |            |
|                                | 豊春地区体育祭                        | 豊春地区公民館・豊春第二公民館             | 4・11             |            |
|                                | お楽しみウォーキング                     | 豊春地区公民館・豊春第二公民館             | 3・4・11           |            |
|                                | 武里地区体育祭                        | 武里地区公民館・武里東公民館              | 3・11             |            |
|                                | スポーツ広場                         | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 3                |            |
|                                | 幸松地区体育祭                        | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 3・11・17          |            |
|                                | 幸松地区体育振興会 各種スポーツ事業             | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 3・4              |            |
|                                | みんなでビンボン                       | 豊野地区公民館・藤塚公民館               | 3・4・11           |            |
|                                | 三世代交流スポーツフェスティバル               | 豊野地区公民館・藤塚公民館               | 3・4・11           |            |
| 9                              | 環境                             |                             |                  |            |
|                                | 自然観察会「野草観察会」「星空観察会」「野鳥観察会」     | 中央公民館                       | 4・11・15          |            |
|                                | 家族ふれあい教室                       | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 15               |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                | 10                             | 防災・市民生活                     |                  |            |
|                                |                                | 企画展示会「カスリーン台風水害写真展」         | 中央公民館            | 4・11・13    |
|                                |                                | 避難・炊き出し・避難所運営訓練             | 内牧地区公民館・内牧南公民館   | 11・17      |
|                                |                                | 豊町自治会豊春第二公民館合同防災訓練          | 豊春地区公民館・豊春第二公民館  | 4・11・13    |
|                                |                                | 防災対策事業                      | 武里地区公民館・武里東公民館   | 4・11・13・17 |
|                                |                                | たけさとBunkaウィーク「防災プチ体験」「あそ防災」 | 武里地区公民館・武里東公民館   | 11         |
|                                |                                | 教養講座                        | 武里南地区公民館・武里大枝公民館 | 3・4・11・17  |
|                                |                                | 体験講座                        | 武里南地区公民館・武里大枝公民館 | 4・11・17    |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                | 11                          | 産業・都市基盤          |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
| 12                             | その他                            |                             |                  |            |
|                                | こうまつ寺子屋                        | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 4                |            |
|                                | 小学生料理教室                        | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 4                |            |
|                                | 庄和地区市民大学                       | 庄和地区公民館・庄和南公民館              | 4・11・17          |            |
|                                | しょうわ塾                          | 庄和地区公民館・庄和南公民館              | 4・11・17          |            |
|                                | 教養講座                           | 庄和地区公民館・庄和南公民館              | 4                |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
|                                |                                |                             |                  |            |
| 3 ライフステージに応じた学習機会の提供           |                                |                             |                  |            |
| 1                              | 乳幼児期の学習                        |                             |                  |            |
|                                | 幼児家庭教育学級                       | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 子育てサロン 内牧ブレイルーム                | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 4・11             |            |
|                                | パパママの子育て学級（幼児家庭教育学級）           | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 3                |            |
|                                | 家族ふれあい教室                       | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 15               |            |
|                                | 家庭教育講演会                        | 武里地区公民館・武里東公民館              | 4・11             |            |
|                                | 幼児家庭教育学級 「子育て広場」               | 武里地区公民館・武里東公民館              | 4・11             |            |
|                                | 幼児家庭教育学級                       | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 4                |            |
|                                | 子育てサロン                         | 幸松地区公民館・幸松第二公民館             | 3                |            |
|                                | 子育てふれあいサロン                     | 豊野地区公民館・藤塚公民館               | 4・11             |            |
|                                | ふれあい教室                         | 豊野地区公民館・藤塚公民館               | 4・11             |            |
|                                | チャレンジ教室                        | 豊野地区公民館・藤塚公民館               | 3・4・11           |            |
|                                | 子育てふれあいサロン                     | 武里南地区公民館・武里大枝公民館            | 3・11・17          |            |
|                                | 子育てサロン「親子のひろば」                 | 庄和地区公民館・庄和南公民館              | 4・17             |            |
| 2                              | 青少年期の学習                        |                             |                  |            |
|                                | 企画展示会「日本の宇宙科学の歴史」              | 中央公民館                       | 4・11             |            |
|                                | キッズフェスティバル                     | 中央公民館                       | 4・11             |            |
|                                | 年少リーダー研修会                      | 中央公民館                       | 4・11             |            |
|                                | 子ども体験教室                        | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 公民館フェスティバル「親子コミュニティ」           | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | ジュニア囲碁スクール                     | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 小学生期家庭教育学級                     | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 中学生期家庭教育学級                     | 粕壁地区公民館・粕壁南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 内牧地区少年少女球技大会                   | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 3                |            |
|                                | 青少年体験教室「夏休み子ども納涼祭」             | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 青少年体験教室「世界で一つしかないペーパーウエイトを作ろう」 | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 4・11             |            |
|                                | 小学生期家庭教育学級                     | 内牧地区公民館・内牧南公民館              | 3                |            |
|                                | 武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」       | 武里地区公民館・武里東公民館              | 11               |            |
| たけさとBunkaウィーク「キッズフェスタ in たけさと」 | 武里地区公民館・武里東公民館                 | 11                          |                  |            |
| ふれあい教室「いこーよ！こうみんかん」日食をみてみよう！   | 武里地区公民館・武里東公民館                 | 4                           |                  |            |
| 小中学生期家庭教育学級                    | 幸松地区公民館・幸松第二公民館                | 4                           |                  |            |
| 小学生サイエンス教室                     | 幸松地区公民館・幸松第二公民館                | 4                           |                  |            |
| 小学生料理教室                        | 幸松地区公民館・幸松第二公民館                | 4                           |                  |            |
| チャレンジ教室                        | 豊野地区公民館・藤塚公民館                  | 3・4・11                      |                  |            |

豊野キッズフェスタ  
小・中学生期合同家庭教育学級  
体験講座  
青少年健全育成事業

豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17

### 3 成人期の学習

自然観察会(植物・野鳥)  
かすかベライフフェスタ  
中央公民館音響操作セミナー  
春日部市障がい者作品展  
秋の音楽鑑賞会 「高橋朋子と仲間たちのリサイタル」  
春日部市民県展入選作品展  
企画展示会「カスリーン台風水害写真展」  
教養講座「健康をかんがえる」  
教養講座「かすかベカフェ」  
婦人講座「座学で行う史跡めぐり」  
教養講座「和楽のつどい」  
コミュニティミニコンサート  
たけさとカフェ  
くらしの講座 「春・秋の散策」  
ふれあい教室  
チャレンジ教室  
必ず役立つ入門講座  
教養講座  
体験講座  
教養講座  
みなみ手作り講座

中央公民館 4・11・15  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・10・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11・13  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

### 4 高齢期の学習

教養講座「健康をかんがえる」  
内牧ふれあい講座  
内牧地区福祉大会  
健康を考えるつどい  
教養講座  
体験講座  
井戸端サロン

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・17

## 第2章 生かす

### 1 人材の育成

#### 1 学習成果の評価

#### 2 指導者等の養成

中央公民館音響操作セミナー  
キッズフェスティバル  
年少リーダー研修会  
教養講座「健康をかんがえる」  
体験講座  
庄和地区市民大学  
各事業の中で留意している

中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
各公民館

### 2 人材の活用

#### 1 指導者としての活用

秋の音楽鑑賞会 「高橋朋子と仲間たちのリサイタル」  
さくらまつり  
子ども体験教室  
かすかベカフェ  
公民館フェスティバル「親子コミュニティ」  
コミセン茶屋  
たけさとカフェ  
くらしの講座「春・秋の散策」  
むかしの遊び教室  
教養講座  
井戸端サロン

中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・17

#### 2 ボランティアとしての活用

幼児家庭教育学級  
粕壁地区壮年ソフトボール大会  
スポーツ教室「内牧地区婦人バレーボール大会」  
パソコンの操作を学ぼう！  
たけさとBunkaウィーク「写真入り名刺作り」  
幸松地区体育祭  
むかしの遊び教室  
クラブ・サークル連絡会  
子育てふれあいサロン  
子育てサロン「親子のひろば」

粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17  
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 3・11・17  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17



Showaキッズびあ  
各事業の中で留意している

庄和地区公民館・庄和南公民館  
各公民館 4・5・11・16・17

### 3 学習成果の発表

かすかべライブフェスタ  
春日部市16公民館合同フェスティバル  
春日部市障がい者作品展  
さくらまつり  
うちまき緑のコンサート  
内牧地区文化祭  
内牧地区福祉大会  
豊春地区公民館文化祭  
豊春第二公民館文化祭  
豊春演芸のつどい  
たけさとBunkaウィーク  
幸松ふれあい文化祭  
豊野地区文化連盟サークル体験会  
豊野地区文化祭  
ロビー展  
武里団地文化祭  
子育てふれあいサロン  
体験講座  
庄和地区公民館まつり  
正風館音楽祭  
ステップアップギャラリー  
春日部市文化連合会庄和文化祭  
庄和地区芸能大会ふれあいステージ  
展示イベント

中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・10・11  
中央公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11  
豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11  
武里地区公民館・武里東公民館 11  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・12・17  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

## 第3章 推進する

### 1 生涯学習の推進

#### 1 生涯学習推進体制の充実

春日部市公民館研究大会  
サークル体験月間  
かすかべライブフェスタ  
春日部市16公民館合同フェスティバル  
公民館学習情報提供事業  
各種公民館関係資料の作成・発行  
婦人講座  
サークル体験月間  
趣味の講座 フラワーアレンジメント  
趣味の講座 こんな時こそ、健康体操！  
教養講座 やさしい俳句教室  
教養講座 うちまき歴史探訪ツアー  
子育てサロンうちまきプレイルーム  
ババママの子育て学級  
内牧地区少年少女球技大会  
内牧ふれあい講座  
青少年体験教室「夏休み子ども納涼祭」  
内牧地区体育祭  
小学生期家庭教育学級  
たけさとBunkaウィーク「サークルスタート」  
サークル体験会  
人権教育研修会  
体験講座  
教養講座  
公民館だより「けやき」の発行  
サークル体験月間  
庄和地区市民大学  
庄和地区公民館まつり  
正風館音楽祭  
しょうわ塾  
各事業の中で留意している

中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4・11  
中央公民館 4  
中央公民館 4  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11  
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3  
内牧地区公民館・内牧南公民館 3・17  
武里地区公民館・武里東公民館 11  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 10・11・16  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17  
武里南地区公民館・武里大枝公民館 11  
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17  
各公民館

#### 2 専門職員の充実、職員の資質向上

新任職員研修会  
公民館職員会議  
公民館長会議  
各種プロジェクト  
担当者専門研修会派遣

中央公民館  
中央公民館  
中央公民館  
中央公民館  
中央公民館

#### 3 市民の声を生かす仕組みづくり

春日部市公民館運営審議会  
中央公民館利用者協議会  
利用者のつどい  
利用者のつどい

中央公民館 5・11・16・17  
中央公民館 4・11  
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4  
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

## 2 連携の強化

### 1 行政間の連携

各種公民館関係資料の作成・発行

中央公民館

### 2 関係機関等との連携

年少リーダー研修会

中央公民館

4・11

キッズフェスティバル

中央公民館

4・11

企画展示会「カスリーン台風水害写真展」

中央公民館

4・11・13

教養講座「健康をかんがえる」

粕壁地区公民館・粕壁南公民館

3・4・11

たけさとカフェ

武里地区公民館・武里東公民館

4・11・17

キッズフェスタ in たけさと

武里地区公民館・武里東公民館

11

武里団地体育祭

武里南地区公民館・武里大枝公民館

3・11・17

武里団地文化祭

武里南地区公民館・武里大枝公民館

4・11・17

青少年健全育成事業

武里南地区公民館・武里大枝公民館

4・11・17

子育てふれあいサロン

武里南地区公民館・武里大枝公民館

3・11・17

武里団地音楽鑑賞会

武里南地区公民館・武里大枝公民館

3・10・11

庄和地区市民大学

庄和地区公民館・庄和南公民館

4・11・17

学校開放講座

庄和地区公民館・庄和南公民館

4・17

## 3 施設の活用

### 1 生涯学習関連施設の活用

中央公民館 非常用照明器具交換修繕

中央公民館

9・12

中央公民館 消防設備修繕

中央公民館

12

中央公民館 1階ホール外LED照明への交換修繕

中央公民館

7・12

中央公民館 雨水槽排水ポンプ交換修繕

中央公民館

12

中央公民館 女子トイレ洋式便器交換修繕

中央公民館

12

中央公民館 舞台照明操作卓修繕

中央公民館

12

修繕班

中央公民館

12

内牧地区公民館 駐車場整備修繕（砂利敷作業）

内牧地区公民館

12

豊春地区公民館 屋根雨漏り修繕及び軒樋修繕

豊春地区公民館

12

豊春地区公民館 男子トイレ小便器浄水改修修繕

豊春地区公民館

12

豊春地区公民館 2階パイプスペース内給水管漏水修繕

豊春地区公民館

12

豊春地区公民館 加圧給水装置分解整備（制御盤除く）及び受水槽

豊春地区公民館

12

ドレン配管漏水修繕

豊春地区公民館

12

豊春地区公民館 換気ファン部品交換修繕

豊春地区公民館

12

豊春地区公民館 1階給湯室漏水修繕

豊春地区公民館

12

豊春地区公民館 トイレ洗面所及び給湯室漏水修繕

豊春地区公民館

12

豊春第二公民館 給水バルブ漏水修繕

豊春第二公民館

12

豊春第二公民館 舞台幕修繕

豊春第二公民館

12

武里地区公民館 卓球台脚部修繕

武里地区公民館

12

武里地区公民館 1階玄関ホワイトボード修繕

武里地区公民館

12

武里地区公民館 卓球台修繕

武里地区公民館

12

武里東公民館 講習室雨漏り修繕

武里東公民館

12

武里東公民館 外玄関照明修繕

武里東公民館

12

武里東公民館 1階大会議室床貼替え修繕

武里東公民館

12

幸松地区公民館 非常用発電機交換修繕

幸松地区公民館

9・12

幸松地区公民館 非常用誘導灯修繕

幸松地区公民館

9・12

幸松地区公民館 1階ロビーカーペット張替え修繕

幸松地区公民館

12

幸松地区公民館 2階男子トイレ小便器修繕

幸松地区公民館

12

幸松地区公民館 非常用誘導灯修繕

幸松地区公民館

9・12

幸松地区公民館 1階ロビー空調ダクト

幸松地区公民館

12

幸松地区公民館 水銀灯ランプ交換修繕

幸松地区公民館

12

幸松地区公民館 屋根棟部鋼板修繕

幸松地区公民館

12

幸松地区公民館 研修室屋根劣化防水層雨漏り部修繕

幸松地区公民館

12

幸松地区公民館 非常用放送設備修繕

幸松地区公民館

9・12

豊野地区公民館 1階和室空調機交換修繕

豊野地区公民館

12

藤塚公民館 屋上防水修繕

藤塚公民館

12

武里南地区公民館 1階トイレブース修繕

武里南地区公民館

12

武里南地区公民館 漏電修繕

武里南地区公民館

12

武里南地区公民館 2階大会議室窓ガラス修繕

武里南地区公民館

12

武里大枝公民館 1階講堂鍵修繕

武里大枝公民館

12

武里大枝公民館 卓球台キャスター修繕

武里大枝公民館

12

学校開放講座

庄和地区公民館・庄和南公民館

12

庄和南公民館 エレベーター制御盤内バッテリー交換修繕

庄和南公民館

12

庄和市民センター 非常用照明器具交換修繕

庄和市民センター

12

庄和市民センター 2階子供室トイレ漏水修理

庄和市民センター

12

# 社会教育法(抄)

(昭和24年6月10日法律第207号)  
改正法令:学校教育法の一部を改正する法律  
令和1年5月25日法律第11号  
令和2年4月1日 施行

## 第1章 総則

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

**第2条** この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

**第4条** 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

**第5条** 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県教育委員会の事務）

**第6条** 都道府県教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

**第7条** 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

**第8条** 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

**第8の2** 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

**第8条の3** 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

**第9条** 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

## 第2章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

**第9条の2** 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

**第9条の3** 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

**第9条の4** 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの  
（社会教育主事の講習）

**第9条の5** 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。  
（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

**第9条の6** 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。  
（地域学校協働活動推進員）

**第9条の7** 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### 第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

**第10条** この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

**第11条** 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

**第12条** 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

**第13条** （略）

（報告）

**第14条** （略）

### 第4章 社会教育委員 （略）

### 第5章 公民館

（目的）

**第20条** 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

**第21条** 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

**第22条** 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

**第23条** 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

**第23条の2** 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

**第24条** 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

**第25条及び第26条** 削除

(公民館の職員)

**第27条** 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

**第28条** 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

**第28条の2** 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

**第29条** 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

**第30条** 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

**第31条** 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

**第32条** 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

**第32条の2** 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

**第33条** 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

**第34条** 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

**第35条** 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

**第36条** 削除

**第37条** 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

**第38条** 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。  
(法人の設置する公民館の指導)

**第39条** 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。  
(公民館の事業又は行為の停止)

**第40条** 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。  
(罰則)

**第41条** 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。  
(公民館類似施設)

**第42条** 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

## 第6章 学校施設の利用 (略)

## 第7章 通信教育 (略)

### 附 則[令和元年六月七日法律第二十六号抄]

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第十一条の規定及び不足第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

3・4 略

(罰則に関する経過措置)

**第三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政府への委任)

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

# 春日部市公民館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 180 号  
最終改正：平成 28 年 9 月 16 日条例第 44 号

(設置)  
**第1条** 市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与するため、春日部市に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)  
**第2条** 公民館は、中央公民館及び地区の公民館(以下「地区公民館」という。)によって構成し、公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

中央公民館

| 名称        | 位置            |
|-----------|---------------|
| 春日部市中央公民館 | 春日部市粕壁6918番地1 |

地区公民館

| 名称           | 位置               |
|--------------|------------------|
| 春日部市粕壁地区公民館  | 春日部市粕壁6918番地1    |
| 春日部市粕壁南公民館   | 春日部市南一丁目12番23号   |
| 春日部市内牧地区公民館  | 春日部市内牧4398番地     |
| 春日部市内牧南公民館   | 春日部市内牧1498番地     |
| 春日部市豊春地区公民館  | 春日部市上蛭田101番地2    |
| 春日部市豊春第二公民館  | 春日部市豊町五丁目14番地1   |
| 春日部市武里地区公民館  | 春日部市備後西一丁目13番2号  |
| 春日部市武里東公民館   | 春日部市備後東七丁目38番16号 |
| 春日部市幸松地区公民館  | 春日部市牛島667番地1     |
| 春日部市幸松第二公民館  | 春日部市小渕73番地1      |
| 春日部市豊野地区公民館  | 春日部市銚子口999番地     |
| 春日部市藤塚公民館    | 春日部市藤塚1670番地1    |
| 春日部市武里南地区公民館 | 春日部市大枝89番地7街区5棟  |
| 春日部市武里大枝公民館  | 春日部市大枝89番地2街区1棟  |
| 春日部市庄和地区公民館  | 春日部市大倉307番地1     |
| 春日部市庄和南公民館   | 春日部市米崎357番地      |

(所轄地区)  
**第3条** 公民館の所轄地区は、次のとおりとする。

| 名称           | 所轄地区  |
|--------------|-------|
| 春日部市粕壁地区公民館  | 粕壁地区  |
| 春日部市粕壁南公民館   |       |
| 春日部市内牧地区公民館  | 内牧地区  |
| 春日部市内牧南公民館   |       |
| 春日部市豊春地区公民館  | 豊春地区  |
| 春日部市豊春第二公民館  |       |
| 春日部市武里地区公民館  | 武里地区  |
| 春日部市武里東公民館   |       |
| 春日部市幸松地区公民館  | 幸松地区  |
| 春日部市幸松第二公民館  |       |
| 春日部市豊野地区公民館  | 豊野地区  |
| 春日部市藤塚公民館    |       |
| 春日部市武里南地区公民館 | 武里南地区 |
| 春日部市武里大枝公民館  |       |
| 春日部市庄和地区公民館  | 庄和地区  |
| 春日部市庄和南公民館   |       |



(管理)

**第4条** 公民館は、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

**第5条** 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可及び制限)

**第6条** 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

3 館長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

**第7条** 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第8条** 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項第1号から第5号までのいずれか及び第7条に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 館長は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなった時は、当該許可の取消しを申し出ることができる。

(開館時間)

**第9条** 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、公民館の管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(施設の使用時間)

**第9条の2** 公民館の使用時間は、別表第1の施設にあつては午前9時から午後9時まで、別表第2及び別表第3の施設にあつては午前9時から午後9時30分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを午前8時30分から午後10時までとすることができる。

(休館日)

**第10条** 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。)に規定する休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、春日部市武里地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が祝日法による休日(元日を除く。)に当たるときは、その翌日(その日が祝日法による休日又は休館日に当たるときは、その翌日)とする。
- (2) 祝日法による休日(元日及び祝日法第3条第2項に規定する休日を除く。)の翌日。ただし、その日が祝日法による休日、休館日又は日曜日に当たるときは、その翌日とする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 第1項の規定にかかわらず、春日部市武里大枝公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 祝日法による休日(こどもの日、敬老の日及び文化の日(以下「こどもの日等」という。)を除く。)。この場

合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(3) こどもの日等の翌日。ただし、こどもの日等が日曜日又は土曜日に当たるときはその直後の休館日の翌日とし、月曜日に当たるときはその日の翌日及び翌々日とする。

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

4 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和南公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

6 教育委員会は、前5項に規定する休館日のほか、公民館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(原状回復義務)

**第11条** 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第12条** 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、館長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

**第13条** 館長は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(使用料)

**第14条** 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第15条** 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第16条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市公民館設置及び管理条例(昭和58年春日部市条例第9号)又は庄和町公民館設置及び管理に関する条例(昭和60年庄和町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 第14条に規定する別表第2及び別表第3については、平成19年9月30日までの間、これを適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、平成18年3月31日までの間、本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体は使用することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、当分の間、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人又は法人その他の団体は使用することができる。

附 則(平成19年3月20日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び附則第3項の改正部分は、公布の日から施行する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止)

2 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例(平成17年条例第182号。次項において「使用料条例」という。)は、廃止する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、使用料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の別表第2に規定する中央公民館ギャラリーの使用に係る使用料の適用については、同表中「3,000」とあるのは「2,500」と、「3,500」とあるのは「3,000」と、「4,000」とあるのは「3,500」と、「10,500」とあるのは「9,000」と読み替えるものとする。  
(使用料の改定に伴う経過措置)
- 5 改正後の別表第1庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。
- 6 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(1) 改正後の別表第1(中央公民館講堂の項、庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項を除く。)の規定 平成19年11月1日  
(2) 改正後の別表第1の中央公民館講堂の項及び別表第3の規定 平成20年4月1日  
附 則(平成28年9月16日条例第44号)  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第9条の2、第14条関係)

中央公民館等使用料

| 公民館名    | 施設等の名称     | 1時間当たりの使用料(円) |
|---------|------------|---------------|
| 中央公民館   | 体育館        | 2,000         |
|         | ステージ       | 450           |
|         | 講堂         | 2,450         |
|         | 多機能学習室     | 250           |
|         | 大会議室       | 500           |
|         | サークルボックス   | 100           |
|         | 和室ふじ       | 150           |
|         | 実習室        | 250           |
|         | 音楽スタジオ     | 200           |
|         | 小会議室       | 100           |
|         | 中会議室       | 200           |
|         | アトリエ       | 300           |
| 粕壁南公民館  | 会議室        | 250           |
|         | 和室         | 150           |
|         | 調理室        | 100           |
| 内牧地区公民館 | 講堂         | 700           |
|         | 会議室兼リハーサル室 | 100           |
|         | 和室         | 150           |
|         | 研修室Ⅰ       | 200           |
|         | 研修室Ⅱ       | 200           |
|         | 実習室        | 150           |
|         | 体育室        | 1,200         |
| 内牧南公民館  | 大会議室       | 600           |
|         | 講習室        | 200           |
|         | 料理実習室      | 150           |
|         | 和室         | 150           |
| 豊春地区公民館 | 講堂         | 1,200         |
|         | 和室いちょう     | 100           |
|         | 和室うめ       | 100           |
|         | プレイルーム     | 200           |
|         | 談話室        | 100           |
|         | 研修室(1)     | 200           |

|         |                                      |       |
|---------|--------------------------------------|-------|
|         | 研修室(2)                               | 250   |
|         | アトリエ                                 | 250   |
|         | クッキングサロン                             | 150   |
|         | 会議室兼音楽室                              | 150   |
|         | 浴室使用料(小学生以下及び60歳以上の者を除く。)1人につき1回200円 |       |
| 豊春第二公民館 | 大集会室                                 | 850   |
|         | 調理室                                  | 100   |
|         | 第一会議室                                | 350   |
|         | 第二会議室                                | 150   |
|         | 第三会議室                                | 200   |
|         | 和室1                                  | 100   |
|         | 和室2                                  | 100   |
| 武里地区公民館 | 講堂                                   | 850   |
|         | 音楽室                                  | 150   |
|         | 会議室(1)                               | 250   |
|         | 会議室(2)                               | 150   |
|         | 会議室(3)                               | 150   |
|         | 和室                                   | 150   |
|         | 実習室                                  | 250   |
|         | 研修室(1)                               | 300   |
|         | 研修室(2)                               | 150   |
|         | 研修室(3)                               | 150   |
|         | 教養室(1)                               | 100   |
|         | 教養室(2)                               | 150   |
|         |                                      |       |
| 武里東公民館  | 大会議室                                 | 650   |
|         | 研修室                                  | 100   |
|         | 料理実習室                                | 100   |
|         | 和室                                   | 100   |
|         | 講習室                                  | 100   |
| 幸松地区公民館 | 講堂                                   | 800   |
|         | 体育室                                  | 1,100 |
|         | 和室                                   | 200   |
|         | プレイルーム                               | 200   |
|         | 会議室A                                 | 200   |
|         | 会議室B                                 | 100   |
|         | 実習室                                  | 250   |
|         | 研修室A                                 | 100   |
|         | 研修室B                                 | 150   |
|         |                                      |       |
| 幸松第二公民館 | 大会議室                                 | 650   |
|         | 講習室                                  | 150   |
|         | 調理室                                  | 150   |
|         | 和室                                   | 150   |
| 豊野地区公民館 | 講堂Ⅰ                                  | 250   |
|         | 講堂Ⅱ                                  | 250   |
|         | 和室Ⅰ                                  | 100   |
|         | 和室Ⅱ                                  | 200   |
|         | 研修室Ⅰ                                 | 200   |
|         | 研修室Ⅱ                                 | 200   |
|         | 会議室                                  | 100   |
|         | 実習室                                  | 150   |

|          |        |              |
|----------|--------|--------------|
| 藤塚公民館    | 大会議室   | 650          |
|          | 小和室    | 100          |
|          | 講習室    | 100          |
|          | 調理室    | 100          |
|          | 和室     | 100          |
|          | 小会議室   | 100          |
| 武里南地区公民館 | 和室(大)  | 150          |
|          | 和室(小)  | 100          |
|          | 大会議室   | 250          |
|          | 小会議室   | 100          |
|          | 和室     | 100          |
|          | 調理室    | 100          |
| 武里大枝公民館  | 講堂     | 1,000        |
|          | 実習室    | 200          |
|          | 和室     | 200          |
|          | 会議室    | 150          |
|          | 研修室    | 300          |
|          |        |              |
| 庄和地区公民館  | 音楽室    | 350          |
|          | 集会室    | 200          |
|          | 試食室    | 150          |
|          | 調理実習室  | 400          |
|          | 多目的室1  | 300          |
|          | 多目的室2  | 300          |
| 庄和南公民館   | 多目的ホール | 1,150        |
|          | 楽屋     | 100          |
|          | 音楽室    | 300          |
|          | 学習室1   | 150          |
|          | 学習室2   | 200          |
|          | 集会室    | 150          |
|          | 調理室    | 350          |
|          | 和室1    | 100          |
|          | 和室2    | 100          |
|          | 創作室1   | 100          |
|          | 創作室2   | 100          |
| 附属設備     |        | 教育委員会規則で定める。 |

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2(第9条の2、第14条関係)

中央公民館ギャラリー使用料

| 施設の名称      | 使用区分 | 使用料(円) |
|------------|------|--------|
| 中央公民館ギャラリー | 午前   | 3,000  |
|            | 午後   | 3,500  |
|            | 夜間   | 4,000  |
|            | 全日   | 10,500 |

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。

- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。
- 3 使用区分(全日を除く。)を延長して使用する場合の正午から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。
- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に100分の150を乗じて得た額とする。
- 6 中央公民館ギャラリーの使用期間は、7日以内とする。
- 7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第3(第9条の2、第14条関係)

庄和地区公民館の大ホール等使用料

| 施設等の名称 | 使用区分 | 使用料(円)       |
|--------|------|--------------|
| 大ホール   | 午前   | 7,000        |
|        | 午後   | 8,000        |
|        | 夜間   | 8,000        |
|        | 全日   | 23,000       |
| 舞台     | 午前   | 3,800        |
|        | 午後   | 4,400        |
|        | 夜間   | 4,400        |
|        | 全日   | 12,600       |
| 楽屋(1)  | 午前   | 700          |
|        | 午後   | 800          |
|        | 夜間   | 800          |
|        | 全日   | 2,300        |
| 楽屋(2)  | 午前   | 700          |
|        | 午後   | 800          |
|        | 夜間   | 800          |
|        | 全日   | 2,300        |
| 附属設備   |      | 教育委員会規則で定める。 |

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後0時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
  - (1) 大ホール 1,000円
  - (2) 舞台 550円
  - (3) 楽屋(1) 100円
  - (4) 楽屋(2) 100円
- 3 使用区分(全日を除く。)を延長して使用する場合の午後0時30分から午後1時まで及び午後5時から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
  - (1) 大ホール 1,000円
  - (2) 舞台 550円
  - (3) 楽屋(1) 100円
  - (4) 楽屋(2) 100円
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。
- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に100分の200を乗じて得た額とする。

- 6 施設等(附属設備を除く。)の使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(第2項から前項までに該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額をもって入場料等の額とする。
- (1) 入場料等が1人当たり1,000円未満のとき 100分の120
  - (2) 入場料等が1人当たり1,000円以上3,000円未満のとき 100分の150
  - (3) 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200
- 7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

# 春日部市公民館運営審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 181 号

最終改正：平成 22 年 12 月 17 日条例第 55 号

(設置)

**第1条** 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 29 条第1項の規定に基づき、春日部市中央公民館(以下「中央公民館」という。)に春日部市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、中央公民館の館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

**第6条** 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 30 日以前に委嘱された委員の任期は、同日までとする。

附 則(平成22年12月17日条例第55号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。



# 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

平成19年 6 月 18日 条例第33号

改正 平成23年12月16日 条例第17号

(目的)

**第1条** この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第24条の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者(以下「障害者等」という。)並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成23年条例17号〕

(定義)

**第2条** この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添って介護をしている者(障害者1人につき、障害者に付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。)をいう。
- 3 この条例において「障害者団体」とは、障害者又は障害者を扶養する者を主な構成員とする団体で、市長が適当と認めるものをいう。

(使用料等の減免)

**第3条** 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日 条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 春日部市公民館条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 5 号  
最終改正：令和 2 年 10 月 20 日教育委員会規則第 7 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 中央公民館に次の担当を置く。

- (1) 管理担当
- (2) 事業担当

2 中央公民館は、地区の公民館（以下「地区公民館」という。）を所管する。

(職の設置)

**第 3 条** 中央公民館に館長及び担当に主幹又は主査、地区公民館に館長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要があると認めたときは、担当課長、主幹、主査及び主任を置くことができる。

3 前 2 項に規定する職のほか、主事、社会教育主事その他必要な職員を置く。

(職務)

**第 4 条** 中央公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 地区公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 担当課長、主幹、主査及び主任の職務については、春日部市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年教育委員会規則第 17 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(事務分掌)

**第 5 条** 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

管理担当

- (1) 公民館運営審議会に関すること。
- (2) 公印の保管及び文書の処理に関すること。
- (3) 施設及び設備の管理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 公民館備品の管理に関すること。
- (7) 公民館施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 公民館相互の連絡調整及び調査統計に関すること。
- (9) 公民館職員の専門研修に関すること。
- (10) 公民館職員の身分、服務及び厚生に関すること。
- (11) 公民館職員の諸給与及び旅費に関すること。
- (12) 他担当に属しないこと。

事業担当

- (1) 中央公民館の事業等の企画、実施及び報告に関すること。
- (2) 中央公民館の施設の使用に関すること。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 地区公民館事業への専門的な助言及び指導に関すること。
- (5) 図書の管理及び閲覧に関すること。
- (6) 使用料に関すること。
- (7) その他公民館の事業等に関すること。

2 地区公民館の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務に関する事務

- (1) 公印の保管及び文書の処理に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 物品の出納及び保管に関すること。

- (4) 図書の管理及び閲覧に関する事。
- (5) その他庶務に関する事。

事業に関する事務

- (1) 事業等の企画、実施及び報告に関する事。
- (2) 施設の使用に関する事。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 使用料に関する事。
- (5) その他公民館の事業等に関する事。

(専決事項)

**第6条** 中央公民館長が専決できる事項は、規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の使用に関する事。
- (2) 使用許可の取消しに関する事。
- (3) 行事の企画及び実施に関する事。
- (4) 所管備品の貸出しに関する事。
- (5) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する事。

2 地区公民館長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の年次有給休暇に関する事。
- (2) 職員の時間外勤務（勤務時間外、週休日及び休日の勤務をいう。）に関する事。
- (3) 職員の週休日の指定及び振替に関する事。
- (4) 職員の宿泊を要しない出張命令及び復命に関する事。
- (5) 定期的又は軽易な往復文書に関する事。
- (6) 地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関する事。
- (7) 地区公民館の使用許可に関する事。
- (8) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する事。

3 前2項の規定による専決をした者は、専決した事項であっても必要があると認めたときは、上司に報告しなければならない。

(代決)

**第7条** 中央公民館長が不在である場合においては、主務主幹がその事務を代決し、主幹を置かないときは、主務主査がその事務を代決する。

2 前項の規定は、地区公民館長が不在である場合に準用する。

3 代決した事項は、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(報告)

**第8条** 地区公民館長は、毎年度及び毎月の事業計画書、事業報告書及び公民館利用状況報告書を中央公民館長に提出しなければならない。

2 中央公民館長は、毎年度の事業計画書及び事業報告書を春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(許可手続)

**第9条** 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市公民館使用（利用）申請書（様式第1号の2）、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市中央公民館ギャラリー使用申請書（様式第2号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 中央公民館講堂兼体育館（講堂として使用しようとするとき。（条例別表第1に規定する中央公民館の施設を同時に使用するときは、これを含む。）） 使用する日が属する月の6か月前の月の初日
- (2) 中央公民館ギャラリー 使用する日が属する月の6か月前の月の初日
- (3) 庄和地区公民館大ホール等（条例別表第3に規定する施設（附帯して庄和地区公民館の音楽室又は集会室を同時に使用するときは、これを含む。））を使用するとき 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(4) その他の施設 使用する日が属する月の2か月前の15日。ただし、春日部市公共予約システムの利用に関する規則(平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。)の規定による抽選の当選者にあつては、使用する日が属する月の3か月前の15日から28日の間及び使用する日が属する月の2か月前の15日から28日の間とする。

3 館長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市公民館使用許可書兼領収書(様式第4号)、春日部市公民館使用(利用)許可書(様式第4号の2)及び領収書(様式第4号の3)、春日部市中央公民館ギャラリー使用許可書兼領収書(様式第5号)又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用許可書兼領収書(様式第6号(以下これらを「許可書」という。))を使用者に交付するものとする。

4 条例第6条第1項又は条例第8条第3項の規定により、使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに許可書を提示するとともに、春日部市公民館使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書(様式第7号。以下「変更等申請書」という。)を館長に提出しなければならない。ただし、使用する日を変更しようとする場合は、第2項の規定を準用する。

(1) 第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる施設 使用する日の30日前

(2) その他の施設 使用する日の7日前

5 館長は、前項の変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市公民館使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書(様式第8号。以下「変更等許可書」という。)を使用者に交付するものとする。

6 公民館の使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書(前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示し、係員の指示に従わなければならない。

7 公民館の施設及び附属設備(中央公民館ギャラリーを除く。第17条において「施設等」という。)を引き続いて使用することができる期間は、1日とする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可に係る予約)

**第9条の2** 前条第2項第4号に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

(特別の設備等の承認)

**第10条** 条例第6条第1項の許可を受けた者が、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

**第11条** 条例別表により規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(附属設備の使用許可手続)

**第12条** 前条の附属設備を使用するときは、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館体育設備使用申請書(様式第9号)、春日部市中央公民館陶芸窯使用申請書(様式第10号)、春日部市公民館使用(利用)申請書又は春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用申請書(様式第11号)を館長に提出しなければならない。ただし、この申請書は、使用する日の1か月前から受け付けるものとする。

3 館長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条に基づく使用料を徴収し、春日部市公民館体育設備使用許可書兼領収書(様式第12号)、春日部市中央公民館陶芸窯使用許可書兼領収書(様式第13号)、春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許可書兼領収書(様式第14号)又は春日部市公民館使用(利用)許可書及び領収書又は春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許可書兼領収書(様式第14号)を使用者に交付するものとする。

4 別表イの附属設備のうち講堂移動観覧席については、第1項から第3項までの使用許可の手続きによらず、別に館長が指定した方法によるものとする。

5 附属設備の使用の許可を受けた者が、許可事項を変更し、又は取消しようとするときは、第9条第4項及び第5項の規定を準用する。

(使用料の減免)

**第13条** 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用する

とき免除

(減免の手続)

**第14条** 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用する日の7日前までに春日部市公民館使用料減額・免除申請書(様式第15号)により館長に申請しなければならない。

- 2 館長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館使用料減額・免除決定通知書(様式第16号)により申請した者に通知するものとする。  
(使用料の還付)

**第15条** 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付

(2) 第9条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる施設において、使用する日の30日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

(3) 第9条第2項第4号に掲げる施設において、使用する日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

(還付の手続)

**第16条** 使用料の還付(第9条第5項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、許可書又は変更等許可書を提示し、春日部市公民館使用料還付申請書(様式第17号)を館長あて提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館使用料還付通知書(様式第18号)により申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。

(使用終了の届出)

**第17条** 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、春日部市公民館設置及び管理条例施行規則(平成5年春日部市教育委員会規則第8号)又は庄和町公民館管理規則(昭和60年庄和町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月27日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年6月26日教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第10項の改正部分並びに附則第4項の規定は、平成19年8月1日から施行する。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 2 改正後の第9条(第2項を除く。)及び第12条から16条までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

(1) 条例別表1(中央公民館の講堂の項を除く。)に掲げる施設等 平成19年11月1日

(2) 条例別表1の中央公民館の講堂の項及び別表第3に掲げる施設等 平成20年4月1日

- 3 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

- (1) 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備を除く。）、別表イ及び別表ウの附属設備の使用に係る規定 平成 19 年 11 月 1 日
- (2) 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備に限る。）及び別表エの附属設備の使用に係る規定 平成 20 年 4 月 1 日  
（許可の申請をすることができる期間の短縮に関する経過措置）
- 4 平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に限り、春日部市中央公民館ギャラリー（2 分の 1 に区分して使用しようとするとき。）、春日部市庄和地区公民館（春日部市庄和地区公民館大ホールを除く。）、春日部市庄和南公民館及び春日部市庄和北公民館において条例第 6 条第 1 項の許可の申請をすることができる期間は、平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までとする。  
（春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則の廃止）
- 5 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則（平成 19 年 11 月 28 日教委規則第 13 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。  
（春日部市公民館条例施行規則の改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の春日部市公民館条例施行規則第 9 条第 2 項第 4 号の規定は、平成 20 年 5 月 1 日からの施設の利用から適用し、同項第 1 号から第 3 号までの規定は平成 20 年 11 月 1 日からの施設の利用から適用する。

附 則（平成 20 年 6 月 26 日教委規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前までに、改正前の春日部市公民館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 23 年 5 月 25 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 27 日教委規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 20 日教委規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 11 条、第 12 条関係）

ア 全館共通の附属設備

| 名称   |              | 単位       | 使用料（円） |
|------|--------------|----------|--------|
| 体育設備 | 卓球台          | 1 時間 1 台 | 2 0 0  |
|      | バドミントンコート用設備 | 1 時間一式   | 5 0 0  |

イ 中央公民館の附属設備

| 名称 | 単位 | 使用料（円） |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 陶芸窯     | 素焼き 1 回 | 1, 5 0 0 |
|         | 本焼き 1 回 | 2, 5 0 0 |
| 講堂移動観覧席 | 1 回     | 1, 0 0 0 |

ウ 庄和地区公民館大ホールを使用する場合の附属設備

| 区分  | 名称                | 単位    | 使用料 (円)  |
|-----|-------------------|-------|----------|
| 舞台  | 平台                | 1 台   | 1 0 0    |
|     | ピアノ               | 1 台   | 3, 0 0 0 |
|     | びょう<br>金 屏 風      | 1 双   | 3 0 0    |
|     | スクリーン             | 一式    | 1, 0 0 0 |
|     | 地絨パンチ             | 一式    | 1, 0 0 0 |
|     |                   |       |          |
| 音響  | 拡声装置              | 一式    | 3, 0 0 0 |
|     | モニタースピーカー         | 1 台   | 1, 0 0 0 |
|     | オープンデッキ           | 1 台   | 5 0 0    |
|     | カセットデッキ           | 1 台   | 4 0 0    |
|     | MDデッキ             | 1 台   | 4 0 0    |
|     | C Dプレーヤー          | 1 台   | 4 0 0    |
|     | レコードプレーヤー         | 1 台   | 3 0 0    |
|     | サブミキサー            | 1 台   | 1, 0 0 0 |
|     | エレベーターマイク         | 一式    | 1, 0 0 0 |
|     | 3点吊りマイク           | 一式    | 1, 0 0 0 |
|     | ワイヤレスマイク          | 1 波   | 5 0 0    |
|     | コンデンサーマイク         | 1 本   | 5 0 0    |
|     | ダイナミックマイク         | 1 本   | 4 0 0    |
|     |                   |       |          |
| 照明  | ボーダーライト           | 1 回路  | 3 0 0    |
|     | アップーホリゾン          | 1 回路  | 2 0 0    |
|     | ロアーホリゾン           | 1 回路  | 2 0 0    |
|     | フットライト            | 1 回路  | 2 0 0    |
|     | エフェクトライト          | 1 台   | 5 0 0    |
|     | エフェクトマシン          | 1 台   | 3 0 0    |
|     | ミラーボール            | 1 台   | 2 0 0    |
|     | 照明操作卓             | 1 台   | 1, 0 0 0 |
|     | ゴールドデンスキャン        | 1 台   | 1, 0 0 0 |
|     | ミニスキャン            | 1 台   | 5 0 0    |
|     | センターピンスポット        | 1 台   | 2, 0 0 0 |
|     | ライト (1, 0 0 0ワット) | 1 台   | 2 0 0    |
|     | ライト (5 0 0ワット)    | 1 台   | 1 0 0    |
|     |                   |       |          |
| その他 | 16ミリ映写機           | 1 台   | 2, 0 0 0 |
|     | スライド映写機           | 1 台   | 1, 0 0 0 |
|     | OHP               | 1 台   | 1, 0 0 0 |
|     | 持込みによる電気使用料       | 1 Kw時 | 1 0 0    |

備考 この表による使用料は、条例別表に定める使用区分（1日を除く）ごとに、それぞれの使用をそれぞれ1回として計算する。

様式第1号～18号（略）

# 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例 施行規則(抄)

平成19年 6 月18日規則第52号

最終改正 平成29年 3 月16日規則第23号

(趣旨)

**第1条** この規則は、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成19年条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の登録等)

**第2条** 条例第2条第3項に規定する「障害者団体」とは、団体の過半数が障害者又は障害者を扶養する者で構成されるものとし、あらかじめ市に登録するものとする。

2 前項の規定による登録又は更新(以下「登録等」という。)を受けようとする団体は、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録等の申請があった場合において、登録等を適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)決定通知書(様式第2号)及び春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証(様式第3号。以下「団体登録証」という。)を登録団体に交付し、登録等を不適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)不承認通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。

4 団体登録証の有効期間は、登録を受けた日から1年間とする。

5 第3項の規定により登録の更新を受けた場合の団体登録証の有効期間は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

6 第3項の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)は、第2項の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は登録を辞退しようとするときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録内容変更(辞退)届(様式第5号)により速やかに届け出なければならない。

7 市長は、登録団体が虚偽の申請その他不正な使用をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(団体登録証の再交付)

**第3条** 登録団体は、団体登録証を紛失、破損又は汚損等した場合には、当該団体登録証の再交付を春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証再交付申請書(様式第6号)により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、団体登録証を再交付するものとする。

追加〔平成27年規則63号〕

(減免する使用料等)

**第4条** 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(減免の申請)

**第5条** 条例第3条の規定により使用料等の減免を受けようとするものは、あらかじめ利用しようとする公の施設の長等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって申請するものとする。

(1) 障害者 当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の提示



(2) 障害者を扶養する者 その扶養する障害者が交付を受けている手帳の提示

(3) 介護者 障害者に現に付き添って介護をしている者である旨の申出

(4) 登録団体 団体登録証の提示

(端数計算)

**第6条** 別表の規定により使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成29年3月16日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 使用料等の名称           | 利用者の区分及びその内容  |                                         |
|-------------------|---------------|-----------------------------------------|
|                   | 障害者等のみで使用する場合 | 障害者団体が使用する場合                            |
| 以上略               | 以上略           | 以上略                                     |
| 春日部市中央公民館の使用料等    | 免除            | 減額(当該使用料等の額の2分の1に相当する額を減額することをいう。以下同じ。) |
| 春日部市粕壁南公民館の使用料等   | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市内牧地区公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市内牧南公民館の使用料等   | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市豊春地区公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市豊春第二公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市武里地区公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市武里東公民館の使用料等   | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市幸松地区公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市幸松第二公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市豊野地区公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市藤塚公民館の使用料等    | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市武里南地区公民館の使用料等 | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市武里大枝公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市庄和地区公民館の使用料等  | 免除            | 減額                                      |
| 春日部市庄和南公民館の使用料等   | 免除            | 減額                                      |
| 以下略               | 以下略           | 以下略                                     |

様式第1～6号(第2条関係)

(略)

## 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日部市が設置する公民館（以下「公民館」という。）の利用者の社会教育活動を支援し、利便性を向上するため、公民館に設置されている印刷機及び複写機（以下「印刷機等」という。）並びに事務室内に架設されている電話機（以下「電話機」という。）を利用する場合に徴収する実費その他必要な事項を定めるものとする。

### (利用の対象)

第2条 印刷機等の利用は、公民館を利用して行っている社会教育活動及び地域のコミュニティ活動を実施している団体の活動に係る資料を作成する場合に限るものとする。

2 電話機の利用は、公民館利用者（以下「利用者」という。）に限るものとする。

### (利用の条件)

第3条 利用者が電話機を利用する場合は、公民館の職員が確認するものとする。

### (実費の額)

第4条 印刷機等の利用に係る原紙代、インク代等の実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、実費の合計額を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 印刷機による原紙の作成 原紙1枚につき50円

(2) 印刷機による印刷 1面につき0.3円

(3) 複写機による複写 複写1面につき10円

2 印刷機を利用する場合の用紙は、印刷機を利用する者が持参するものとする。

3 電話機の利用に係る実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市内（IP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。）を含む。）にかけた場合 3分につき10円

(2) 市外又は携帯電話にかけた場合 1分につき10円

### (実費の納付)

第5条 印刷機等及び電話機の実費は、利用後、ただちに公民館長へ納付しなければならない。

2 公民館長は、印刷機等の実費の納付については印刷機等使用報告書（様式第1号）及び印刷機等実費処理簿（様式第2号）を、電話機利用の実費については私用通話使用簿（様式第3号）を備え付けなければならない。

### (利用時間)

第6条 印刷機等及び電話機を利用できる時間は、公民館の開館日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

### 附 則

### (施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱の廃止）

2 春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱（平成19年9月4日制定）は、廃止する。

## 春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の附属設備の取扱要領

(趣旨)

第1 春日部市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）別表アの全館共通の附属設備（以下「体育設備」という。）の使用に関し、利用者の間の負担の公平性を確保するため、体育設備の使用に関する取扱いを定める。

(施設使用)

第2 体育設備を使用する場合における使用する公民館施設（以下「体育室等」という。）については、各公民館において確保し、提供するものとする。

(使用の手続き)

第3 体育設備を使用する者は、前項の規定により、規則第9条に規定する体育室等の許可手続きを要しない。併せて、公民館による施設使用許可手続きも省略するものとする。

(使用料)

第4 体育設備を使用する場合の体育室等の使用料は、発生させないものとする。

(その他)

第5 その他体育設備の使用手続きに関し必要な事項は、当該館長が処理をする。

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

令和３年度春日部市の公民館  
令和３年度事業計画  
令和２年度事業のまとめ

発 行 日 令和３年７月１日  
編集発行 春日部市中央公民館  
春日部市粕壁 6918 番地 1  
Tel 048-752-3080  
Fax 048-754-0158